

Foreign Press and the Gazette in the Second Half of the Eighteenth Century France

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Morihara, Takashi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5166

一八世紀後期フランスにおける外国紙と『ガゼット』

森 原 隆

はじめに

一七六一年八月、フランスで唯一の官許の政治新聞である『ガゼット』Gazetteの特認privilegeは、所有者シュバリエ・ド・メレの死去に伴って外務省に移管され、以後は外務省の直接的な指導の下で『ガゼット』の管理・運営が行なわれることになる。一六三一年にT・ルノドーによって創刊されて以来、『ガゼット』は外務省の管轄下にありながらも一貫してルノドー家やP・オニオン、シュバリエ・ド・メレなどの個人によって所有・発行されてきたが、この時初めて文字どおり「レジ―Régie期」いわば「国家管理期」を迎えることになったのである。

本稿は、この時期の『ガゼット』に関わる諸問題を、諸外国で発行されたフランス語新聞（以降は外国紙、外国新聞、外国ガゼットという表現でも呼ぶことにする）との関連で論ずることを目標とする。『ガゼット』に対して大きな影響を与えていた外国紙のフランス国内における動向が、わが国のこれまでの研究で必ずしも明らかにされていないと考えられるからである。近年の代表的なジャーナリズム研究者J・ボプキンに従えば、一六八五年のいわゆる「ナント勅令」廃止に伴うユグノーの亡命以来、フランスにおける定期刊行物は概ね二つの範疇に分けることが出来

第一表 『ガゼット』経営の変遷（特認 *privilège* の所有者 titulaire）

年	形態	所有者、編集局長など
1631年	ルノドー家	Théophraste Renaudot(1586-1653)
53		Théophraste II Renaudot(1611-1672)
72		François Renaudot(1654-?)
79		Eusèbe Renaudot(1648-1720)
1720		Eusèbe Jacques Chaspoux(1695-1747)
47		Eusèbe Félix Chaspoux(1720-?)
49	オニヨン	Pierre Nicolas Aunillon(1684-1758)
51	クルモン・メレ	Le Bas de Courmont, Chevalier de Meslé(-1761)
57	メレ	Chevalier de Meslé
61	国家管理	P.-R. de Sainte-Albine
62		F. Arnaud(1721-1784), J.-B. Suard(1732-1817)
68	請負契約	F. Arnaud, J.-B. Suard
71	国家管理	François Marin(1721-1809)
74		Jean-Louis Aubert(1731-1814)
87	請負契約	Charles-Joseph Panckoucke(1736-1798)
		Jean-Louis Aubert

G. Feyel, <Gazette>, p.443-449.; J. Sgard, *Dictionnaire des Journaux, 1600-1789*, 2vols, 1991. などより作成。() 内は生没年。

る。^① ひとつは、フランス国内で発行されたフランス公認の新聞・雑誌であり、他方は、諸外国など領域外で発行されたフランス語の新聞・雑誌である。とくに後者が亡命ユグノーによる反フランス、反カトリックの情宣活動のメディアとして利用され、一八世紀への転換期のヨーロッパにおける激動の一因となったことは、P・アザールの名著『ヨーロッパ精神の危機』等を通してつとに知られるところである。^② この外国紙（誌）は、性格上からみて本来はフランス当局による規制の対象であったものの、取締りの技術的な困難さも手伝って次第に国内への流入を黙認され、さらには公然と販売する権利をも獲得するようになる。かくして、フランス国内に居ながらにしてフランス語で刊行された外国の新聞・雑誌を購読することが可能になり、その結果、当該期のフランスの精神・思想・文化に大きな影響を与えることになったのである。フラ

ンス啓蒙期全体における外国系フランス語紙(誌)については、ジャーナリズム研究の先駆者であった一九世紀のE・アタンが、すでに一八六五年の著書『オランダのガゼット』Les Gazettes de Hollandeにおいて、フランスのガゼットのみならず「国際的なガゼット」gazettes internationalesをも含めた考察の必要性を説いていた。⁽³⁾ E・アタンは、絶対王政フランスの外国のガゼットに対するこの寛容さに驚きつつも、同様の現象は今日の政治社会でも見られるものであると述べたうえで、国家に少なからず危険とはいえフランスの読者公衆を満足させるのであるから、当局がより慎重な対応をとったと指摘している。⁽⁴⁾ こうした外国紙(誌)のフランスにおける影響は、国内の新聞・雑誌、とくに唯一の官許の新聞である本稿の『ガゼット』にとって深刻であった。一六四八年に創業者T・ルノドーは、『ケルン・ガゼット』Gazette de Cologneに次のような告発文を送っている。

「ケルン・ガゼットの編集者はパリのガゼットを正し、これより優れたものを作り始めていると、たとえ貴殿が主張されても……現にパリのガゼットはこれを行商人から受け取ろうとする読者・好事家達を失い、印刷が減少しているのです。⁽⁵⁾」

一八世紀においても一七五〇年代の『ガゼット』の所有者メレのたびたび引用される証言がこれを裏付けている。

「『ガゼット・ド・フランス』はかつて非常に興味深いものであり、外国の新聞の中においても最も正確であった。しかし、郵便請負業者が王国全体に外国新聞を持ち込んだため、もはや関心を満足させなくなっている。すべてのニュースはフランスの新聞が現れる前に、外国の新聞で読まれるからだ。⁽⁶⁾」

一七六〇年代における『ガゼット』改革の背景には、長年にわたる外国紙との確執が想定されるのであり、本稿ではこうした外国紙(誌)との関連でフランス国内における定期刊行物とりわけ『ガゼット』の動向を検討する。著者は別稿において、一七五〇年代の『ガゼット』の動向を、編集・経営・読者などいわば内的側面から掘削して論じたが、本稿では外国紙の状況など外的側面から照射してゆきたいと思う。⁽⁷⁾

一 フランス国内における外国紙（誌）

一八世紀中期から後期のフランスにおいていかなる新聞・雑誌が、とりわけ外国紙（誌）が出回っていたのだろうか。近年の研究の進展によって、不十分ながらも実証的なデータが蓄積されつつある。よって、全体像を明示するために、近年のJ・センサーの研究などに依拠しつつ、定期刊行物の数・種類・動向についての予備作業をしておきたい。⁽⁸⁾

第二表は、一八世紀中期以降の各五年期においてフランスの読者が利用可能な定期刊行物数とそのカテゴリー別数を示したものである。これは近年のリヨングループの共同研究（『ジャーナル事典 一六八〇―一七八九』一九九二年）のデータに基づいて析出したもので、定期性という観点から三年以上継続発行のもののみを対象とし、比較的単純な三種のカテゴリー分類（政治、文学・哲学、アフィシュ Affiches）に基づいて作成したものである。⁽⁹⁾ 革命前夜に向けての定期刊行物全体の急増は疑うべくもないが、われわれの『ガゼット』との関連で注目されるのは、いわゆる「政治紙（誌）」の動向であり、とくに六〇年期以降（五から一〇へ）と八〇年期以降（一三から一八、一九へ）の顕著な増加が目立っていることである。また「文学・哲学」も全般を通じて増加傾向が見られ、「アフィシュ」すなわち地方新聞の増加はこの時期の定期刊行物の急増の主たる要因と

第二表 一八世紀後期フランスの定期刊行物

年	紙（誌）	政治	文学・哲学	アフィシュ
1745年	15	5	9	1
50	21	5	14	2
55	24	5	16	3
60	35	10	19	6
65	35	10	17	8
70	50	12	22	16
75	68	13	31	24
80	73	18	28	27
85	82	19	29	34

J. Censer, *The French Press in the Age of Enlightenment*, 1994, p.8. より作成。筆者の判断で若干の数字の修正を行なった。

言ってもよい。さて、『アフィシユ』は基本的に国内誌であるので、これを除いた二つのカテゴリーについて、国内・外国別に分類したものが第三表である。この数字から明確に指摘しうるのは、定期刊行物全体における外国紙（誌）の割合が、「政治」においては顕著に高く、それに比して「文学・哲学」においては逆に低いことである。まず一七五〇年以前においては、外国紙（誌）の占める比率が、「政治」、「文学・哲学」のいずれの領域でも高かったが、五五年期には「文学・哲学」で国内紙（誌）が急増し、逆に六〇年期には「政治」で外国紙（誌）の比率が高くなり、この傾向は以後も継承された。換言すれば、定期刊行物の総数から見る限り、外国紙（誌）の影響は、「文学・哲学」よりも圧倒的に「政治」に見られるということである。パリのプレスは文学・哲学の動向を、外国のプレスは政治の動向を示唆する、というJ・センサーの表現は、この特徴を的確に捉えたものと言えるだろう。⁽¹⁰⁾ 本稿の『ガゼット』との関連で看過できないのは、この「政治」における外国紙（誌）の動向で、わけても六〇年代や八〇年代の増加が注目される。一方、国内の「政治」紙（誌）について付言すれば、第三表で示された七〇年代までの唯一のフランスの政治紙とは『ガゼット』に他ならず、この独占が緩和されたのは七〇年代に入ってからで、著名なジャーナリズム改革者C・J・パンクック Charles-Josephe Panckoucke が創刊した一七七二年の『ジュネーヴ誌』Journal de Genève と、一七七四年の『ブリュッセル誌』Journal de Bruxelles が加わることでようやく二紙（誌）

第三表 一八世紀後期フランスの定期刊行物のカテゴリー別・国別分類

年	政治		文学・哲学	
	フランス	外国	フランス	外国
1745年	1	4	5	4
50	1	4	6	8
55	1	4	11	5
60	1	9	16	3
65	1	9	13	4
70	1	11	16	6
75	3	10	23	8
80	3	15	19	9
85	3	16	23	6

J. Censer, *op. cit.*, p.8. より作成。

となった。この両誌とも名目上の出版地は外国としながらも、実際には外務大臣ヴエルジェンヌ Vergennes などの後援によりフランスの認可をうけてフランス国内で出版された新しい政治雑誌であった。

次に、こうした外国の政治紙（誌）がフランス国内にどの程度出回っていたのか、部数の問題について触れておきたい。購読部数については、史料の決定的な欠如や研究者による推計の相違などもあって、現状では詳細な統計は困難だが、それぞれ断片的な情報を主要な外国紙七紙について総合すれば、第四表のようになる。因に第五表は、国内の政治紙（誌）である前述の『ガゼット』、『ジュネーヴ誌』、『ブリュッセル誌』の購読部数である。併せて参照されたい。

まず一七四〇年代においては、第四表に見られるように外国紙（誌）全体で多くとも三五〇〇部程度で、国内の『ガゼット』が最高八八〇〇部に達していたのに比べればさほど多いとは言えず、外国紙の中でも『クーリエ・ダヴィニョン』⁽¹¹⁾ *Courier d'Avignon* の部数が突出していた。オーストリア継承戦争（一七四〇—一七四六年）後の五〇年代初期に外国紙の部数は一時低迷したものの、本稿の主な分析対象となる七年戦争期（一七五六一—一七六三年）に回復し、四〇年代の水準を大きく超していたと推測される。戦争の終結で部数は再び低落したが、アメリカ戦争期の七〇年代後期から八〇年代に激増し、研究者 G・フェイエル⁽¹²⁾ の推定によれば国内誌の三万部に対して一万四〇〇〇部に達していたという。さらに、著名なジャーナリストのランゲ S.-N.-H. Linguet⁽¹³⁾ による『アナール・ポリティーク』*Annales Politiques*（1777-1792）創刊によって一七八〇年代初頭には外国紙全体で二万部にまで増加していた。

従って、フランス国内における外国紙（誌）の動向は、無視できないなどと言って簡単に済ませる程度のもではなく、常にこれを考慮しなければ国内における新聞・雑誌の状況を見誤る恐れも十分に考えられるのである。

第四表 一八世紀後期フランスにおける主な外国新聞の購読部数

年	G. U.	G. A.	G. B.	C. A.	G. L.	C. E.
1740—	73 (42)	450 (42)	28 (42)	1211 (42)		
				1769 (44)		
45—	137 (47)	465 (47)	40-50 (46)	2500 (45)		
	140 (49)			2800 (47)		
50—	320 (53)		320 (53)			
55—				6000		
				-8000 (58)		
60—				2800 (60)		
65—					287 (67)	
70—					300 (73)	
75—				3000 (76)	2560 (78)	3000 (76)
				4000 (78)		6000 (78)
80—				3100 (84)	1490 (83)	7000 (84)
85—				2850 (87)		1300 (87)
				6000 (89)		

G. U. — Gazette d'Utrecht

G. A. — Gazette d'Amsterdam

G. B. — Gazette de Bruxelles

C. A. — Courrier d'Avignon

G. L. — Gazette de Leyde

C. E. — Courrier de l'Europe

G. Feyel, *La diffusion des gazettes étrangères en France et la révolution postale des années 1750.*; H. Duranton(éd), *Les Gazettes Européennes de la langue française(XVIIe-XVIIIe siècle)*, 1993, pp.86-88.; J. Censer, *op. cit.*, p.11.; J. Sgard, *Dictionnaires de Journaux 1600-1789*. 2vols, 1991. より集計、作成。() 内は該当年を示す。

第五表 一八世紀後期フランスにおける国内新聞の購読部数

年	G. F.	J. B.	J. G.
1740—			
45—	7500 -9500 (49)		
50—			
55—	13000 -14000 (58)		
60—			
65—			
70—			
75—		5000 (75)	
80—	12260 (80)	5000 (80)	4800 (80) 8000 (82)
85—	6930 (85) 6250 (88) 15000 (89)		

G. F. — Gazette de France

J. B. — Journal de Bruxelles

J. G. — Journal de Genève

出典は第四表に同じ。

二 フランス国内における外国紙

(一) 一七五〇年以前の状況

前述のように、フランス国内における外国紙（誌）は、本稿の主な焦点となる一七五〇年—六〇年代に一つの転機を迎えたことが推定されるのであるが、これを論ずる前にここではまずそれ以前の状況について簡単に振り返っておくことにしたい。この転機の意味が一層明らかになると考えられるからである。

一般的に言つて、ヨーロッパに「ガゼット」形式のいわゆる新聞が次々と登場したのは一六一〇年代—一六五〇年

代であったが、実はこの当初より外国紙は比較的自由にフランス国内に流入していた。一六三一年にT・ルノドーによってフランス最初の新聞『ガゼット』が創刊されてもこの状況に大きな変化はなかった。例えば、一六三三年に南仏のエクス在住の著名な人文主義者ペレスクは、パリにいる友人デュ・ピュイから、この『ガゼット』と共にアムステルダムのがゼットをも送ってもらっていた、という書簡を残している(一六三三年一〇月一〇日)⁽¹⁴⁾。同じ頃ルーアンの書籍業者C・ルヴィランは『クーリエ・ユニヴェルセル』*Courier universel* (1631-1637) という雑誌を発刊し、『ガゼット』及び外国紙から得られたニュースを掲載した⁽¹⁵⁾。フランスの地方図書館に、この頃のオランダやフランドルの新聞が多く所蔵されていることからその普及の度合は窺い知れよう。E・アタンによると、この外国紙は『ガゼット』の場合と同様、カフェ、アウグスタン河岸、イノサン墓地など人が多数集まる場所で低料金にて講読することもできた⁽¹⁶⁾。当代の詩人F・コルテット Colletet は一六六〇年の『パリの悩み』*Tracas de Paris* の中で、『ガゼット』を目当てにアウグスタン河岸に駆けつける好事家たちをこう評している。

「新しがりやの読者どもが、決められた店の中で、ある者は鼻に眼鏡をひっかけながら、ガゼットを読んでいる。詩や散文で書かれた世界のニュースである。様々な立場を知ることが、読者にとっては、一つの喜びなのだ。……オランダやアントワープのガゼットを求める物好きもいる。」⁽¹⁷⁾

ところで、ルノドー家がこのような外国紙の攻勢を憂慮していたことは、前述した『ケルン・ガゼット』への告発文で明らかであるが、一六七五年にあらためて抗議を行ない、外国紙購読の「悪習が、混乱・争い・乱闘を、店の前で毎日引き起こしている」と主張した⁽¹⁸⁾。この訴えが功を奏したのか、ルノドー家は一〇月六日の顧問会議裁決 *arrêt de Conseil* によって、外国からの「ガゼット」や「報知」*Relation* の「流入、売却、及び購読契約のための」許可や禁止に関する独占的特権を認められることになる⁽¹⁹⁾。

ところが、当時、郵政上級監察官 *Surintendant général des postes* であったルーヴォワ *Louvois* (任期一六六八年

一九一一年）が、外国からの郵便税の徴収を侵害する懸念ありとしてこれに抗議したため、一〇日後の二度目の裁決によって再び以前の状況に戻すことが宣言された（一六七五年一〇月一八日の裁決⁽²⁰⁾）。戦時中にもかかわらず外国の新聞はまたフランス国内に自由に出版することになるのであるが、しかしながら、これは早急に整備すべき自由でもあった。一六七〇年代の末かそれより遅く、この外国紙に対して一つの決定的な政策が実施された。フランスの郵政当局が、アウグスタン河岸通りの書籍業者ダヴィッド David と提携し、これに外国ガゼットの販売独占権を与える、というシステムを断行したのである。⁽²¹⁾ すなわち、フランス国内における外国新聞は、形式的にはすべてこのダヴィッド書店を通さなければならないという方式である。この時あらたにアウグスタン河岸に設置された事務局では、外国紙の購読、一部売り、及び購読の手続きが行なわれ、外国紙に記事やニュースを掲載する仲介業務も実行された。一六九三年のダンクール Dancourt の喜劇『フ・ガゼット』La Gazette はこの店が舞台となっており、「パリのニュースをオランダの新聞に載せられるのは私を通してだけだ」と自慢する人物を登場させ、終幕では風変わりなニュース（例えば妊娠した婚約者の話や姦通した女の幽閉など）の掲載を申し込みに来る人たちを滑稽に描写している。⁽²²⁾

さて、一六八五年のナント勅令の廃止を契機に、新しいタイプのフランス語新聞があらたにフランス国内に流入し、激動の時代がやってくる。冒頭のポプキンの指摘のように一般的にはこの時期から外国系のフランス語新聞が突如登場したかのように捉えられてきたが、現実には以前からこの種の新聞はフランス国内に幅広く出回っていたのである。これに関しては、フランス語及びフランス文化の国際化に注目した近年の E・アイゼンステインの分析が、大いに参考になる。⁽²³⁾ それによれば、一七世紀から一八世紀にかけての時代は、いわゆる「文芸共和国」La République des Lettres の共通語 Lingua franca がラテン語からフランス語にとって代わり、フランス語出版物が一層コスモポリタンの性格を帯びるようになっていた時代である。⁽²⁴⁾ この傾向はナント勅令廃止後の亡命ユグノーの活動によって促進され、フランス文化に対する関心がヨーロッパ的規模で拡大する。よって、本稿における外国刊行のフランス語新聞

はフランス国内の読者やユグノー亡命者を中心的な対象としつつも、フランス語もしくはフランス文化に関心を寄せるロシア人、プロシア人、ポーランド人、スウェーデン人、イタリア人などにも多くの読者をもっていた。⁽²⁵⁾ ナント勅令廃止以前から、フランス語及びフランス文化は国際的な文化に脱皮しつつあったのである。七〇年代の郵政当局による改革は、この超領域的(治外法権的) extraterritorial 性格を一層もつようになった外国系フランス語新聞の国内への流入窓口を、ダヴィッド書店に一元化しようとする試みである。こうしてこの独占販売システムは、基本的には一七五〇年代末まで維持されることになる。ただ留意すべきは、このシステムの読者にとっての最大の難点は、外国紙の法外とも思える価格の高さにあった。一七一四年のある読者の証言によると、オランダの新聞はフランス国内において週二刊、週三〇ソルで売られていた。「全てを含めると週四〇ソル、毎週土曜日に郵便局に支払う。もし毎週水曜日にガゼットを手にいれたければ、もう一ソルかかる。なぜなら、この人たちは二日間このガゼットを店で読ませることで、わずかな利益をあげているのであるから。」⁽²⁶⁾

週三〇ソルは、年七八リーヴルとなり、しかも地方読者には、これに二六リーヴルの郵送料と関税が課せられた。同じ時期のフランスの週刊『ガゼット』の購読料二四リーヴルと比較すれば、外国新聞の価格面での異常な高さが充分納得されよう。一七四〇年頃、『アムステルダム・ガゼット』は年約二二―二四リーヴル程度の価格にてオランダで販売されていた。にもかかわらず、フランスのダヴィッド書店では、この同じものが当時八四リーヴル四ソルで売られており、加えて一〇四リーヴルへの値上げも提案されていた。⁽²⁷⁾ 結局フランス国内ではオランダの四倍以上の購読料を読者に課していたことになる。⁽²⁸⁾ 第三表が示していたように、この頃のフランス国内には外国紙四紙の流入が認められていたが、この四紙である『アムステルダム・ガゼット』、『ユトレヒト・ガゼット』、『ブリュッセル・ガゼット』、『フランクフルト・アヴァン・クルール』のいずれもがこういう特徴をもっていた。⁽²⁹⁾ ところでパリにおけるダヴィッド書店の独占販売とは別に、教皇領であったアヴィニオンでは一七四〇年に印刷業者C・ジルが郵便総請負契約

Ferne général des postes による最初の販売契約を獲得し、一四〇〇リーヴルの年賦金 *redevance* 支払いによって郵送料を各部一ソルに軽減され、『アムステルダム・ガゼット』の再版二四リーヴル、『クーリエ・ダヴィニオン』一八リーヴルのように低額の購読料を実現していた。⁽³⁰⁾ とくに『クーリエ・ダヴィニオン』は既出の第五表に見られるようにフランス国内に多くの読者を獲得していた。⁽³¹⁾ フランス国内では他に、リールとストラスブールが外国紙の流入を認め、いずれも当地の郵便局長がこの販売の任にあたった。⁽³²⁾

このように一七五〇年以前のフランスにおいて、外国紙は、郵政当局とダヴィッド書店との提携により次第に規制を強化され、『クーリエ・ダヴィニオン』を除けば四紙のみの流入が許可されていたのであり、購読料の高さが大きな障害となっていた。ゆえに、こうした正規の流入の他に、密輸入や偽版が横行したこともまた事実である。とりわけオーストリア継承戦争などの影響をうけて情報に対する需要が高まった四〇年代には、例えばブザンソンなどフランシュ・コンテの町では、国内で禁止されているケルンやベルンの新聞を入れていた。⁽³³⁾ リヨンでは、パスカルという業者が、アムステルダムやベルンの新聞を無断で持ち込んだ。ボルドーでは、印刷業者カラミーが当局の中止命令にもかかわらず、『アムステルダム・ガゼット』の再版を継続発行していた。かかる経緯を通した一七五〇年代において、フランス国内の外国紙に新たな状況が展開されることになったのである。

(二) 一七五〇年代の外国紙

一七五三年一月二四日、サン・ジャック通りに店を構えていたダヴィッド書店の当主ミシェル・アントワーヌ・ダヴィッドは、父ミシェル・エチエンヌの死去（一七五六年）の前に、従来よりダヴィッド書店に与えられてきた外国紙販売の特権を更新した。⁽³⁴⁾ しかし、オーストリア継承戦争の終結以来外国紙の売行きは低落し、またこの特権をめぐるさまざまな異議申し立てによって外国紙をめぐる問題は緊迫の度を深めた。まずアヴィニオンの出版業者A・ジ

ルーと編集長モレナが年賦金の引き下げに成功し、国内における『クーリエ・ダヴィニオン』の販売の一層の拡大を図った。⁽³⁵⁾ さらに重要なのは、『ガゼット』の新しい所有者になったメレが、『ガゼット』の特認を楯にダヴィッド書店と郵便請負業者による外国紙の独占販売を一七五六年に告発したことである。⁽³⁶⁾ メレはこの頃パリの『ガゼット』を小版型で刊行し直した、いわゆる再版『ガゼット』*réimpression de la Gazette*を地方向けに供給していたので、同じく外国のガゼットも再版し直して安価にかつ大量に販売しようと画策したのである。⁽³⁷⁾ その結果七月にメレは、彼の同意がなければ、『印刷業者、書籍業者及びその資格や特認を有する者が、わが王国及び外国のガゼットや「報知」*Relation*を再版、印刷、販売することを禁ずる」という公開令状*lettres patentes*を獲得した。⁽³⁸⁾ この修正が郵政当局を憤慨させたのは言うまでもない。五六年二月と五八年一月の、二度にわたってメレの要求を差し止める提案が行なわれ、一七五七年七月には、「何も改革する必要なし」という判断が、郵政全般を管轄する郵政監察官 *Intendant général des postes* ジャネル、郵政上級監察官ルイエ、さらには外務大臣ラベ・ド・ベルニの連名によって下された。⁽³⁹⁾

「フランスにおける外国の新聞（ガゼット）の再版は国王への奉仕の利益に反する。市民には原文で他の国の考え方を見させる自由を与えなければならない。この自由は、再版の考え方によっては損なわれるのである。」

当時出版監督官 *Directeur de la librairie*であったマルゼルブ *Malesherbes*（任期一七五〇年—一七六三年）は、これより早く一七五七年七月三日に、ラ・ロシュエルにおける偽版の問題への意見を求められて、オランダのジャーナリストへ自由を与えすぎたことを後悔しつつ、メレの再版計画の提案を拒否する見解を示している。⁽⁴⁰⁾ 再版によって外国紙が広範囲に増加、拡散し、外国のジャーナリストが勝手な行動に走ることを憂慮したのである。マルゼルブはこの点に関して、具体的に次の二つの提案を行っている。マルゼルブのまず第一の案は、「外国紙の国内への流入を禁止し、発行と同時にフランス王国の国内事情に関する記事だけを取り出して再版する」というプランである。⁽⁴¹⁾ しかしながらこれは、「印刷物を入れる道は何千とあり、また欠けていない（真の）ガゼットを人々は手に入れたがるであろう

から」得策ではないとマルゼルブは判断する。そこで第二の案が提示される。「私が、良いと信じ提案したいプランとは、外国紙の流入を禁止せず、再版の命もださず、ただ外国のガゼチエ(ジャーナリスト)たちを脅迫 *menacer* することである」という。⁽⁴²⁾ この脅迫に威厳を持たせるため、まず手始めにこの独占的特権を禁止し、オランダなどの外国紙が高い値段で売られている時に、逆にこれを安い値段でパリでも地方でも販売する。そうすればフランス語外国紙の大半はやはりフランス向けであり、また外国紙自体の価値も下がるので外国のジャーナリストは大きな損害を蒙ることになり、従来のような独占販売システムに戻すことを嘆願してくるはずである。この時にこそ、フランス当局は外国の業者に対して記事内容の修正などさまざまな条件を課すことが可能になる、というのがマルゼルブの戦略である。⁽⁴³⁾

このようなマルゼルブの構想が実際に機能したのか確定できないが、一七五八年一月にメレは再版の要求を取り下げた。また同二月には現実には、外務大臣からオランダ駐在のフランス大使に対して、『アムステルダム・ガゼット』の所有者トロンシン・デュブレイル夫人は、フランスにおける彼女の新聞の地位に満足しおとなしくすべきである』⁽⁴⁴⁾ というようないわば脅迫の書簡を送りつけている。

こうして『ガゼット』所有者のメレによる外国紙再版計画は完全に頓座した。ところが、この試みはまた新たな改革の道を切り拓くことになる。一七五八年八月、外務大臣の地位に就いたエチエンヌ・フランソワ・シヨワズール Etienne-François Choiseul の保護のもとで、前述のダヴィッドが劇作家シャルル・パリソー Charles Palissot と共謀し、メレと同じく外国紙の大幅な値下げを目論んだ計画を敢行したのである。⁽⁴⁵⁾ パリソーの証言によれば、「ダヴィッド家は、ダルジャンソン氏の厚遇の下で確認された郵政行政官による黙認 *permission simple* に基づかなければ、その恩恵を享受できなかった。⁽⁴⁶⁾」そこで、郵便請負業者に外国紙販売の権限を完全に委譲させ、外国紙の価格を当時の一二〇リーヴルから三六リーヴルに値下げして多くの読者に提供することで利潤を得ようというのである。これはマルゼルブのプランのように独占的特権を廃止する方向には向かうものではなかったが、外国紙を安価に多く提供するとい

う一線においては奇しくも合致していた。一七五九年、両名は四十年間という期限付きで「外国ガゼットの商売に関する独占的特権」*privilege exclusif du commerce des gazettes étrangères*の獲得に成功している。⁽⁴⁷⁾七月一日には郵便請負業者とも調停し、パリのジュシェンヌ通りにパリの事務局を、さらに地方にも事務局を開設した。再版の問題については、郵便人が運搬不可能なほど外国紙の売上げが増加すればパリ局と地方局のみが原版を受取り、その他の事務局と購読者には再版を送るという計画が立案された。この時、郵便請負業者は、『ガゼット』の全郵送費の免除と引き換えに、利益の三分の一及び地方購読料収入一リーヴルに付き一ソル徴収という条件を受け入れた。⁽⁴⁸⁾さらに一七六二年一〇月には、契約条件の大幅な変更が行われ、パリではもはや郵便業者が『ガゼット』の業務に全く携わらず、パリソーとダヴィッド輩下の係員に委託された。郵便請負業者は事業利益の恩恵を受けず、ただ郵送料のみを徴収するという規定となった。例えば外国からパリや地方の事務局に送られる新聞については一部二ソル、事務局から購読者に送られる新聞は一ソルであった。⁽⁴⁹⁾

フランス政府とりわけ外務省はこのような調停を後援し、マルゼルブの構想を超えたあらたな外国紙の普及状況を醸成した。第四表が示していた五〇年代から六〇年代にかけてのフランス国内における外国紙の四紙から九紙への増加は、こうした外国紙政策の反映でもあった。かくして先の四紙に加えて、ライデン、ハーグ、ケルン、ベルン、ウィーンの各ガゼットがあらたに公然とフランス国内に流入するようになった。⁽⁵⁰⁾第六表は、一七六〇年代初頭のフランスにおける外国新聞のリストである。購読料が一二〇リーヴルから一気に三六リーヴルに引き下げられたために新聞の競争はますます激化した。G・フェイエルによれば、外国紙の各編集者たちは、フランスへの流入禁止処分を恐れ、また部数の増加をねらって記事を念入りに監視するなどフランス当局や読者の意向を重視せざるをえなくなった。⁽⁵¹⁾一方、パリソーとダヴィッドは、五九年九月には『アムステルダム・ガゼット』のボルドー偽版を消滅させ、同年一月一日から外国紙の一号あたりの価格を一二ソルにすることを書籍行商人に通告した。一二ソルは年六二リーヴル八ソル

にも相当するので、これは一部売りよりも予約購読制を重視した施策と言えよう。

このように、外務省の指導のもとでダヴィッドとパリソーの提携による外国紙の新しい販売システムが構築された。外国紙は伝統的な週二回の発行とあらたな購読料の引き下げでフランスの政治ジャーナリズムの世界におけるシェアの拡大を図りつつあった。この競合する外国紙の攻勢に対抗するため、今度フランス国内唯一の政治紙である『ガゼット』の整備や改革が急務となったのである。

三 一七六〇年代の『ガゼット』改革

この『ガゼット』改革については、ショワズールの書簡など、当時の多くの証言が残されている。本章では、こうした証言を中心に近年のF・ベイユの研究などにも依拠しながらこの問題を検討していきたい。⁽⁵²⁾

第六表 一七六〇年代初頭のフランスにおける外国新聞

新聞名	刊行年	刊行地	定期性
Gazette d'Amsterdam	1663-1782	アムステルダム	週2刊
Gazette de Bruxelles	1649-1791	ブリュッセル	週2刊
Gazette d'Utrecht	1710-1787	ユトレヒト	週2刊
Gazette de Leyde	1680-1798	ライデン	週2刊
Gazette de La Haye	1744-1790	ハーグ	週3刊
Gazette de Cologne	1734-1794	ケルン	週2刊
Gazette de Berne	1689-1787	ベルン	週2刊
Gazette de Vienne	1757-1792	ウィーン	週2刊
Gazette de Berne	1689-1787	ベルン	週2刊
L'Avant Coureur de Francfort	1712- ?	フランクフルト	週2刊

J. Sgard, <Dictionnaire>; P. Rétat, *L'Instrument périodique*, 1985.; Centre d'études du XVIIIe siècle, *L'Attentat de Damiens*, pp.394-395.; 拙稿、<18世紀中期の『ガゼット』>、77頁等より作成。

(1) 改革の経緯

一七六一年八月、『ガゼット』の特認は所有者メレの死去に伴って外務省に移管されることとなり、次のような規定が新たに提示された。

「フランスのガゼットの編集、販売、小売に関わることを、いかなる資格を持つ者に対しても禁止する。通常・臨時にかかわらず、「報知」、ニュース、手紙、模写、及び抜粋についても、さらには王国内外の出来事の報告を含む書物についても同様である。外務省の大臣と国王顧問官 *Secrétaire d'Etat* の特別の許可 *permission expresse* や書状がなければ、ガゼットの特認に依存するものを作成することはできない。これに違反すれば、印刷物、印刷本、印刷機の没収と六〇〇リヴルの罰金及び体罰に処する。⁽⁵³⁾」

『ガゼット』に関わる全ての業務を外務省の直接的な管理のもとで行なうことになったのである。この遂行のために、外務省は一日付けでフランスの地方監察官 *intendants* に次のような回覧状 *circulaires* を送っている。

「国王は『ガゼット・ド・フランス』に認められていた特認を廃止し、外務省に統合する懸案について判断を下された。今後は、管理を一任された大臣の命令と権威のもとで編集、印刷されるものとする。陛下は、これを確実に興味深いものとし、あらゆる優越性をもつものにとの見解を示された。陛下の意志に沿って、私に与えられた命令を実行するために、どうか貴下の徴税官区 *généralité* で起こるあらゆることについての報告書 *bulletins* を送りたい。とくに、自然学 *physique*、博物誌 *histoire naturelle*、商業上の観点、工場の設立、新しい文化プラン、「雑報」 *faits singuliers et extraordinaires* についてである。真実と忠誠がこの報告書の基礎とならなければならない。⁽⁵⁴⁾」

ここで注目されるのは、新しい改革が政治紙『ガゼット』に自然学、博物誌などに関わるニュースと雑報を掲載することで読者の要求に応えようとしたことである。すなわち、『ガゼット』に社会・文化・風俗紙的な性格をもたせ、加えて地方監察官から提供される地方ニュースの掲載によって『ガゼット』の国家新聞としての地位をより堅固なも

のにしようとしたのである。

当時ラング・ドックでは、地方監察官をしていたサン・プリーストが、さつそくこの回覧状の件を配下のシュブデレゲ subdélégué (副代官) に通知し、所轄管内における規則的な報告を命じた。ブザンソンでも地方監察官ド・ラコレが副代官にショワズールの書状を送り、情報の提供を呼びかけた。

ラングドック総監察管区のトゥールーズ副代官アムブラールは、八月二十九日、これに対し次のような返事を送っている。

「わが県内に起こる出来事で、公衆の興味や関心をひくあらゆることについての報告を送付せよ、との貴下の御手紙に従い、私に課せられたことはすべて実行いたします。しかしながら、わが「トゥールーズガゼット」(地方紙)の不毛さによりまして、報告書を満たす材料がないことをあらかじめお伝えしておきたいと存じます。……」⁽⁵⁵⁾ (一) 内筆者つまり、県内の各自治体 communautés (市町村、教区等) への照会を約束しながらも、実際には当局の意向に沿った情報提供の困難さを主張していることで、この書簡は行政の末端組織における非協力性を図らずも露呈した文面となっている。

このように、外務省の呼びかけにもかかわらずフランス各地の反応は非常に鈍重なものであった。これに業を煮やしたショワズールは一月九日、当地のプロヴァンス総督 Gouverneur ボーヴェ公 duc de Beauvais にも、『ガゼット・ド・フランス』に対する『陛下の特別のご配慮』⁽⁵⁶⁾ を通知した。ここでは、『ガゼット』の優位を確実なものにするため同様の報告書の提出を命じたうえで、この報告書は他のガゼットとくにオランダのガゼットよりも早く報道されねばならないとして、『ガゼット』事務局の局長レモン・サン＝タルビーヌへの送付も厳命されている。さらに、一月一日には、新しい『ガゼット』の趣意書 prospectus が外務省から地方監察官宛に送付されており、以前と同様にラング・ドックのサン・プリーストは副代官にこれを送り、重ねて報告書の作成を命じた。⁽⁵⁷⁾

いよいよ一七六二年一月に、新しい『ガゼット』が刊行されることになった。趣意書によれば、『ガゼット』は大きく二つの目的をもって編集される。第一は、「関係するあらゆる領域の出来事や発見について、公的な関心を満足させること」。⁽⁵⁸⁾第二は、「歴史に役立ちうる覚書や詳細事を集めたものであること」である。週刊から週二刊となり（月曜・金曜刊）、四ページ、二欄構成であらたに印刷された。購読料は年一八リーヴルから一二リーヴルに引き下げられ（小活字）、一号三ソル（行商人向けには二ソル六ドニエ）で売られた。⁽⁵⁹⁾

文人バショールモン Bachaumont の『秘密の回想録』 *Mémoires secrets*（一七七七年）によれば、この改革の目的は、何よりも「外国のガゼットを打ち倒す」ことにあるという。「編集の正確さよりも共和國的な口調のうわべに騙される民衆が多い」からである。前述したような外国紙の動向を考慮すれば、購読料の引き下げや週二刊化は、明らかに外国紙を意識した改革であると言って差し支えなからう。また、この改革には外務省自体の財政的な動機が含まれていたことを、一七七四年に『ガゼット』の改革者となるマラン Marin が指摘している。⁽⁶⁰⁾「この統合の中で、外務大臣は省のさまざまな部局の俸給を増加させると同時に局外の人々に恩恵を与えることができた。この結果、大臣はこれにふさわしいと思われるガゼットの人々に年金を施し、残りは筆頭係官 *premier commis* など部局に携わっている人々に与えた。『ガゼット』経営の利益によって外務省の地位向上と『ガゼット』関係者の待遇改善を図ろうとしたのである。メレが『ガゼット』の特認を所有していた五〇年代（一七五一年―六一年）、とくに七年戦争期（一七五六年―六三年）において、『ガゼット』は大いに購読部数を伸ばし（一二〇〇〇部）良好な経営状態を誇っていた。⁽⁶¹⁾メレの死後、外務省とメレの未亡人との間でいかなる調停が行なわれたのか詳細は不明であるが、外務省が国家管理に乗り出した背景には、こうした利益の見込みもあったのである。要するに国内の『ガゼット』の刷新は、一方で外務省が後援した前述のダヴィッドとパリソーによる外国紙の新たな流入システムへの対抗策であり、かつ外務省強化策でもあった。外務省、とりわけ大臣のシヨワズールによる先の回覧状は、全国的な規模で『ガゼット』の情報網の拡大

と整備が画策されたことを物語っている。すなわち、『ガゼット』に代表される政治ニュースの伝達とそのメディアとしての政治新聞の役割、そしてこれがもたらす読者公衆への影響などの配慮から、ショワズール主導の外務省が、国家管理という形態で取り組もうとしたのがこの改革であった。

(二) 改革の結果

さて、この改革は十分な成果を挙げることができたのであろうか、改革の成否の問題について検討していきたい。ショワズールは一七六一年一〇月一五日に外務大臣を辞任したが、後任の従兄弟のショワズール伯 (César-Gabriel 後のプラスラン公 *duc de Pracelin*) の助力を得て、周知のように一七七〇年一二月に失脚するまでフランスの外交、軍事全般にわたって敏腕を振るった⁽⁶²⁾。また外務省内では、サン・タルビーヌが編集局長 *chef de Bureau* として『ガゼット』の編集・管理・運営の任を執り続けていた。さて六二年五月二〇日、このショワズール伯からも、再び地方監察官に向けて情報提供の要請が下された。

「ガゼットの特認を外務省へ統合することを知らせた先の書簡の御返事により、貴殿は徴税管区内の興味深いことを知らせるため最大の注意を払うことを、サン・タルビーヌ氏に、すすんで約束されました。しかしながら、この目的は現在まで達成されていません。国王陛下は、『ガゼット・ド・フランス』に優先権を与え、全てのことがうまく運ぶことをお望みであり、私に御意志を伝えるように命じられたのです……」⁽⁶³⁾

地方監察官は再び輩下の副代官に書状を送って指示の徹底を図った。例えば、アランソンの地方監察官は、五月二七日付けで一八通もの書状を各副代官に送っている⁽⁶⁴⁾。一方、ボルドーの地方監察官は五月二九日に外務省に対して、次のような返事を行なった。

「私は副代官に、雑報に関する報告書を正確に送るための細かい指令を出しました。環境の調査、特に自然学、博物誌

や文化、商業、芸術に関する新しい計画、そして一般的に公衆の関心をひくこと全てについてです。ガゼットに掲載する価値のある記事をまだ彼らは持っていないのだと思います。この件について、できる限りの注意を払うように再び喚起を促したところ⁽⁶⁵⁾です。」

一七六二年八月、公開札状によって『ガゼット』はついに『ガゼット・ド・フランス』Gazette de Franceという正式な名称となり、表題にはフランス王家の紋章が刻印された⁽⁶⁶⁾。『ガゼット』は文字通りフランス王国の国家紙になったのである。趣意書によればこの新しい『ガゼット』は、「確実性と真実性を確保し、興味深く、諸記録を確かで貴重なものにすることで歴史に貢献する。改竄した事実や誤った、疑わしい記録を入れないからである」とさらに主張する⁽⁶⁷⁾。編集者の一人は重ねて言う。「ガゼットの目的はただ公衆の興味を満足させるのではない。事実や日付を保持するための年譜として役立つ。これは後世の子孫が、いつの時代でも出来事の真の証言を引き出す場である……。」外務省当局の『ガゼット』改革にかける熱意は充分に伝わる文面ではある。しかしながら、この改革は思惑通りの軌道には乗らなかった。先のバショモンは『ガゼット・ド・フランス』の性格は何ら変わっていないと酷評する。「ガゼットの刷新以来、ガゼットは甚だ拙劣に書かれている。ガゼットは誤解や曖昧な語法だらけであり、ひどく、ばからしい無知が表れている。だれのせいか決められないが、サン・タルビーヌ編集長は、読者の囂囂たる叫びの犠牲にされている。彼は、仕事を取り上げられ、代わりに三〇〇〇リーヴルの年金を与えられた⁽⁶⁸⁾。」

一七六二年一〇月、恐らくこのような『ガゼット』改革の不調の責任をとってサン・タルビーヌは編集局長を辞任し、代わってアルノー *abbé François Arnaud* がその職に就いた。アルノーは『外事新聞』*Journal étranger* (1754-1762) という文芸誌の編集経験をもつ新進気鋭のジャーナリストで⁽⁶⁹⁾、しかも僚友のシュアール *J.-B. Antoine Suard* がその活動の助力者となった。シュアールは、近年の著名な文化史家 *R・ダントンの* 研究などによって典型的な成り上りのフィロゾーフとして描写されるジャーナリストで、パンクックの妹と結婚しパンクックの以後のジャーナリズム活

動の片腕となる人物である。⁽⁷⁰⁾ 外務大臣は彼らに五〇〇〇リーヴルの手当と宿舎、光熱費などの物質的便宜を与えて、活動を後援したのである。⁽⁷¹⁾ こうした尽力にもかかわらず、『ガゼット』の内容は実際には殆ど変化しなかった。軍事・外交・宮廷ニュースを従前通り形式的に伝えるも、決して批評の危険を冒さない。文人グリム Grimm は、『ガゼット』が「すべてのガゼットの中で最も無味乾燥で、無作法ながら正確に書かれている」、という判断を下している。⁽⁷²⁾ では、前述のように外務省からたびたび依頼のあった「自然科学、博物誌、商業、工業、文化」に関する情報提供の件はどうなったのであろうか。六二年と六三年の紙面に見る限り、現実にはこれに関する記事は『ガゼット』紙面上では実現しなかった。⁽⁷³⁾ その中で唯一の例外としてあらたに『ガゼット』の紙面に登場したのは、いわゆる「雑報」*faits singuliers et extraordinaires* と題するいわば三面記事であった。第七表はこれに関する簡単な分類表である。雑報としては、百歳の長寿に達した人に関するニュースが最も多く取りあげられ、その他洪水、嵐などの天候に関するニュースも伝えられたが、当然ながらこれは決して『ガゼット』を一新するものにはなりえなかった。

結局、外務省の望むような『ガゼット』の刷新は実際には行われなかったのである。研究者 F・ヴェイユによれば、これまで引用した回覧状はフランス各地の関係者の間で頻繁に交わされたはずであった。にもかかわらず、調査によつてその痕跡が見いだせたのはジロンド、オート・ガロンヌ、オート・ソーヌ、オルヌ県の各古文書館にすぎなかった。⁽⁷⁴⁾

第七表 『ガゼット』の雑報 *faits singuliers et extraordinaires*

項目	年 (1734)	1762	1763
出産、奇形児 <i>monstre</i>	3	7	7
考古学	3		
百歳の人 <i>centenaires</i>	5	15	13
火事	5	9	
嵐、洪水	4	8	15
地震	1	3	

1734年の分類は、『アムステルダム・ガゼット』(1734年)における「雑報」*faits divers* の分類である。

F. Weil, *op. cit.*, p.103.; Cf., *Id.*, <Le fait divers> dans *Presse et histoire au XVIIIe siècle*, l'année 1734, 1978.

この史料の欠落こそ、この書状が地方の関心をひかず、試みが失敗に終わったことを物語るものであるという。この回覧状はまた、シヨワズール伯（プラスラン侯）によってヨーロッパ中の大使にも送付され、外国のガゼットと共に特別の報告書をも送るようにとの指示が出された。しかし、大使達もこれには懐疑的で、不誠実な反応しか示さなかったという。⁽⁷⁵⁾

『ガゼット』の刷新が軌道に乗らなかったのはなぜか。この原因について、F・ヴェイユは近年の史料調査により一つの重要な証言を発見している。それは、一七六二年五月二六日にファレーズの副代官がアランソンの地方監察官宛に書き送った書簡の文面である。「私は、昨年の貴殿の命令を忘れてはおりません。王国内にお知らせするようなことはここには何も起きておりませんので、沈黙に身をおいているのです。付け加えますれば、自身を持って言えますが、私たちにはそういうニュースをもたらしものがたくさんありますし、ガゼットがフランスで起きていることを何も教えてくれないことにうんざりしているのです。私たちには『ユトレヒト・ガゼット』のほうが好きなのです。」⁽⁷⁶⁾

（傍点・筆者）

すなわちこれは『ユトレヒト・ガゼット』のような外国紙が、地方からの情報提供による『ガゼット』改革の大きな障害になっていたことを如実に示した証言となっている。例えば両紙の紙面を簡単に比較すれば、六一年の『ユトレヒト・ガゼット』の読者は、一二号（二月一〇日）でイギリスが「軍事面でわが同胞よりもずっと賢明である」と、三五号（五月一日）で「国王は、二年の追放のちブザンソンの高等法院の召喚を認めた」こと、三六号（五月五日）で『破門の専横権にたいするフランスの自由』と題するパンフレットが焚書処分になったこと、三七号（五月八日）でジャンセニストの「ムサンギ師の敵が、彼の著作をローマの宮廷に告発した」こと、八〇号（一〇月六日）で『デイジョンの高等法院が、中略、ジェズイットのコレージュを丁重に起訴した』ことをそれぞれ知ることができた。⁽⁷⁷⁾

七年戦争をめぐる国際情勢、ジェズイットの追放、高等法院と王権との確執など、いずれもこの時代状況に合致した

ニュースである。一方、『ガゼット』は、同じ政治ニュースの領域で冒険を試みることはできず、興味深いが政治的ではないニュースの領域に活路を見いだそうとした。⁽⁷⁸⁾ 自然学、博物誌以下の科学・文化記事、社会記事そして雑報などの地方ニュースがそれである。しかし、こうしたニュースは必ずしも当時の読者のニーズに合っていたとは言い難く、七年戦争など国際的な政治情勢が緊迫化する中であっては、むしろ時代に逆行するよう性格を暴露することになった。結局、この新しい路線は当事者の消極的な対応とあいまって、十分な成果を挙げることはなかった。この一七六〇年代初頭の『ガゼット』の改革は、競合する外国新聞に対して有効な対策とはならなかったのである。

おわりに

その後の『ガゼット』と外国紙の動向について、紙幅の許す限り触れておきたい。

『ガゼット・ド・フランス』は、一七六八年からアルノーとシュアール両名の「請負契約」*Ferme*によって運営されたが、一七七一年に外務大臣に就任したエギヨン公 Aiguillon によって再び外務省の直接的な管理下に置かれる。いわゆるモープー *Maupéou* 大法官期（一七七一年—一七七四年）において、国王検閲人のフランソワ・マラン *François Marin* が編集局長となり、新しい改革を試みたのである。⁽⁷⁹⁾ この頃、『ガゼット』の経営は悪化し四万二六〇〇リーブルの赤字を抱えていたため、マランは新聞・雑誌の検閲、出版、販売に関する問題を厳しく取り締まった。そのため「マリナード」*Marinades* と呼ばれる誹謗文書による攻撃を受けることになりながらも、外務大臣の許可とジェラル、レイネヴァルという二人の局長の協力を得て『ガゼット』に公文書 *dépêches* を掲載することで他紙にはない特色を求めようとした。⁽⁸⁰⁾ フランス各地や外国の領事からの報告、レヴァントからの情報などに読者の関心が集まったが、結局この改革もさしたる効果を挙げることはできなかった。マランは、この失敗の原因を自ら三点指摘している。⁽⁸¹⁾ 第一は、

『ガゼット』に書物情報の掲載が禁じられたので書籍業者の購読者を獲得できなかったこと。第二に、『アフィシュ』という名称をもつ地方新聞などが多く誕生し、詳細な地方ニュースを報道したために『ガゼット』自体の購読者を減少させたこと。そして第三に、一七六四年にベルギーのブイヨンで発行された『ブイヨン・ガゼット』（『ジュルナル・ポリティーク』*Journal politique*、正式名『ガゼット・デ・ガゼット』*Gazette des Gazettes*）という新しい政治新聞が、外務省に年賦金を支払うことでフランス国内への流入を許可され多くの読者をフランスに獲得したことである。⁽⁸²⁾この時もまた外国紙との競合が、『ガゼット』改革の前に大きく立ちはだかったのである。一七七四年九月に『ガゼット』の編集局長はアベ・オベール l'abbé Aubert へ、さらにはブレ Bret へと受け継がれていった。⁽⁸³⁾アメリカ戦争下（一七七五年—一七八三年）、『ガゼット』の購読数は一万二二六〇部（一七八一年、購読料一五リーヴル）にまで回復するが、戦争後は六九三〇部（一七八五年）にまで減少し、再び危機的状況に陥ったのである。

他方、外国紙はその後いかなる変遷を遂げていったのだろうか。前述のように、外国紙の販売はダヴィッドとパリソーに全面的に任されていたが、一七六七年四月一日、外務省は外国ガゼットの特権を取り戻し直接的な管理下に置いた。ダヴィッドとは七九年四月まで収益の半分、パリソーとは九〇〇〇リーヴルの支払い（三〇〇〇リーヴルの現金と六〇〇〇リーヴルの年金）という条件によって、外務省は六一年の『ガゼット』と同様に外国紙の販売も「国家管理」⁽⁸⁴⁾（レジー）としたのである。さらに一〇月二七日、外務大臣プラスラン公は、再びこの外国紙の特権を郵便請負業者に賃貸請負契約 bail で譲渡した。ダヴィッドとパリソーへの支払い義務は郵便請負業者が代行し、とくにダヴィッドとは七九年まで年一万一〇〇〇リーヴルの固定支払いという新しい条件で調停した。⁽⁸⁵⁾この頃、外国紙の販売特権は年二万五〇〇〇リーヴルから三万リーヴルの利益を挙げていたという。外務省は、「外国ガゼット総局」*Bureau général des gazettes étrangères* を「ガゼット・ド・フランス総局」*Bureau général de la Gazettes de France* に統合することを企図していたが、結局、「外国ガゼット総局」は、「外国郵便のための請負契約総書記」*secrétaire général*

de la Ferme, pour la correspondance étrangèreであるデロルムの指導のもとで独立した一部局となった⁽⁸⁶⁾。この請負契約はアメリカ戦争期の一七七九年四月に終ることになっていたが、前年の七八年十二月二七日に新たな契約が外省と郵便請負業者との間で結ばれ、郵便請負業者は、平時時には年二万リーヴル、戦争時には二万四〇〇〇リーヴルの年賦金支払いを条件に、三〇年間この権利を維持することになった⁽⁸⁷⁾。G・フェイエルによれば、一七八一年当時、郵便請負業者は外国紙の郵送料だけで九万五〇〇〇リーヴルの収入を得ていた⁽⁸⁸⁾。この頃外国紙の郵送料は一部一ソルであったので、試算によれば、外国紙全体（『クーリエ・ダヴィニョン』を除く）で九〇〇〇〇部程度の購読数にもなる⁽⁸⁹⁾。プロシアのクレーヴで六九年に創刊された『クーリエ・ド・バ・ラン』*Courier de Bas-Rhin*や前述の『ブイヨン・ガゼット』があらたにフランスへの流入を許可されて、第二表でみられたような外国紙の増加の一翼を担うようになっていた。外国ガゼット総局と郵便請負業者の提携のもとで、購読料の引き下げや郵送料の緩和などによって外国紙はますますフランス国内に大きな地歩を占めるようになっていたのである。

このように、フランス唯一の政治紙『ガゼット』の不振と競合する外国紙の台頭という状況下、一七七四年五月に外務大臣の地位に就いたヴェルジェンヌ Charles Gravier Vergennes の後援を受け、C・J・パンクックによる新しいフランス国内のジャーナリズム改革が本格的に開始されていたのである。

本稿は、一八世紀後期、とくに一七六〇年代の『ガゼット』改革の内容や意義を、フランス国内における外国紙との対抗関係から論じた。新聞の誕生した一七世紀初頭から一八世紀までを扱ったことで粗略な経過報告となったが、大まかながら次のことを再度確認しておきたい。

まず第一にフランス国内における定期刊行物の国際性、国際化という点である。確かにフランス国内に外国から多くの新聞・雑誌が流入していたことは従来より指摘されていたが、いかなる新聞・雑誌がどの程度入っていたのかについては、必ずしも実証的な裏付けがなされていたわけではなかった。本稿で扱ったのは、政治情報を掲載するガゼッ

トすなわち新聞にすぎないけれども、フランス国内における外国紙を含めた新聞の動向についての概括的な見通しを得ることができた。ガゼットの歴史として始まる近代ヨーロッパの定期刊行物の歴史において、とりわけフランス語のガゼットは当初より超領域的でコスモポリタンの性格をもっており、ナント勅令の廃止によってこの性格はさらに強化された。フランス国内における政治情報の問題については、もはやこれらのフランス語外国紙の存在を抜きにしては語れない。ゆえに、フランス一国的な視野からだけではなく国際的な環境から『ガゼット』に代表されるような新聞・雑誌による情報伝達の問題を検討する必要がある。

第二に『ガゼット』の国家管理化の問題である。『ガゼット』はそれまで創刊者のルノドー家の運営に見られるように私的所有に任されてきたが、一七六一年に初めて外務省の直接的な管理の下に入った⁽⁹⁾。これは、シヨワズール外相の指導によって、政治紙を通じた情報管理体制が強化されたことを物語っており、またこの政策が七年戦争などにみられるようなイギリスとの一貫した対抗関係を考慮した政策であることは明瞭である。この時期のフランスの、いわば外国紙流入をある程度促進しつつ国内紙も強化するという政策は一見矛盾するようにも思われるけれども、外国紙を規制しながら国内紙を私的管理に任せるという消極的な従来の政策からみれば、政治情報の国際性、多様性を意識した、一歩進んだ情報対策と言えよう。一七五〇年代、六〇年代は、「百科全書派」やフィロゾフの活躍で知られるように啓蒙時代の画期とみなされることが多く、近年の「公共性」や世論の成立論議のなかでも重要な時期と認識されてきた⁽⁹²⁾。本稿で示した政治紙による情報伝達という観点からもここに一つの契機を求めることは可能であろう。また『ガゼット』のような国内の政治紙の管理やさらには外国紙販売の国家管理化政策にみられる国家主導型の行政政策は、絶対王政期の行政機構の性格をめぐる論議にとって重要な論点を提供するであろう。

第三に、一七六〇年代から革命前夜に向けての政治紙及び政治情報の動向である。本稿で扱った『ガゼット』改革は、内容・購読数・経営状況などの点でいずれも結果的に失敗と言わざるを得なかった。文化・社会情報、雑報の掲

載による『ガゼット』の改革は、時代風潮に合致していたとは思われず、その後の改革もまた徒労に終わった。本稿では、その紙面内容などの十分な比較検討ができなかったが、近年J・ポプキンによって精緻な研究がなされている『ライデン・ガゼット』などの外国ガゼットの時流に沿った多様で詳細な報道に対抗できなかったのである。⁽⁹³⁾ それでも、『ガゼット』はフランス側の唯一の政治情報紙であることで、戦争時など国際情勢が緊迫している時は部数を増やしていた。しかし、これと併行して有効な外国紙対策の必要性が常に存在していたのである。この試みとして次に行なわれるのが、シヨワズールの外交政策の継承者といわれるヴェルジェンヌの時代のパンクックの改革であった。ここでは、『ガゼット』はもはや大きな改革の対象とはならず、『ジュネーヴ誌』、『ブリュッセル誌』、そして新『メルキュール・ド・フランス』*Mercure de France*などの政治雑誌がその主たる対象となる。筆者は別稿において、そこに広い意味でのガゼットからジュルナルの時代への移行をみたのであるが、その是非はともかくとして、『ガゼット』に代表される新聞・雑誌をめぐる状況は、絶対王政期から革命前夜にかけて幾度もの改革と契機を経て、変貌を遂げつつあった。⁽⁹⁴⁾ 革命期にまさしく革命的な激変がこの領域において展開することになるとしても、その土壌はそれ以前から少しずつ様々な形態や様式をとりながらも耕されつつあったのである。

「アンシャン・レژیム下の定期刊行物は、普通認識されているよりも、はるかに活発で広範なものであった。」⁽⁹⁵⁾ (J・ポプキン)

注

- (1) J. Popkin, *Revolutionary News : The Press in France 1789-1799*, 1990, p.17. 以後〈Revolutionary News〉と略す。

- (2) P. Hazard, *La Crise de la Conscience Européenne*, 3vols, 1935, 『ヨーロッパ精神の危機』、野沢協訳、法政大学出版局、一九七三年。
- (3) E. Hatin, *Les Gazettes en Hollande et la Presse clandestine aux XVIIe et XVIIIe siècles*, 1865, p.5. 以後〈Les Gazettes〉と略す。
- (4) *Ibid.*, p.36.
- (5) *Ibid.*, p.42.
- (6) L. Ténard, *La presse française des origines à 1788*, C. Bellanger, J. Godehot et al., *Histoire générale de la presse française, tome I : Des origines à 1814*, 1969, p.285.
- (7) 拙稿、「18世紀中期フランスにおける新聞・雑誌と『ガゼット』」、『鳥取大学教養部紀要』、第二五巻、一九九一年、六九―九四頁。以後「18世紀中期」と略す。
- (8) J. Censer, *The French Press in the Age of Enlightenment*, 1994, pp.1-12.
- (9) 一七四五年から一七八八年まで、三年以上継続発行された定期刊行物の総数は二三九である。ここではあくまで三年を一つの目安と考えている。Cf., J. Sgard, *Dictionnaire des Journaux 1600-1789*, 2vols, 1991. 以後〈Journaux〉と略す。なお本稿では、「紙」は新聞、「誌」は雑誌を示すものとして適宜使用する。
- (10) J. Censer, *op. cit.*, p.9.
- (11) アヴィニョンは当時教皇領であつたので、ここでは『クーリエ・ド・アヴィニョン』を外国紙扱いとする。
- (12) G. Feyel, *La diffusion des Gazettes étrangères en France et la révolution postale des années 1750*, H. Duranton, *Les Gazettes Européennes de la langue française(XVIIe-XVIIIe siècles)*, 1992, p.96. 以後〈Les Gazettes étrangères〉と略す。なおこの研究書は、一九九二年に、サン・テチエンヌで開催されたコロック『ヨーロッパ精神の危機』、野沢協訳、法政大学出版局、一九七三年。

ロッパのフランス語ガゼット』の共同報告書である。

- (13) J. Censer, *op. cit.*, p.11.
- (14) *Lettres de Peiresc*, publiées par P. Tamizey de Larroque, 1888-1898, tome II, p.620, cité par G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.82. 最初の本格的なフランス語の新聞は一六一八年（一六二〇年）にオランダのヒルテン C. Van Hilten が発行した『クーラン・アルメニー・イタリー』 *Courant d'Almaigne et d'Italie*（一六五五年）である。これはオランダの出版物のフランス語訳であり、英訳版も出された。 Cf., A. Rossel, *Histoire de France à travers les journaux du temps passé, Le faux grand siècle*, 1982, p.12.; J. Sgard, <Journaux>, tome I, p.268.
- (15) J. Sgard, <Journaux>, tome I, pp.317-319.
- (16) E. Hatin, <Les Gazettes>, p.43.
- (17) *Ibid.*, p.43f.
- (18) G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.82.
- (19) *Ibid.*, p.83.
- (20) *Ibid.*
- (21) *Ibid.*, p.84.
- (22) *Ibid.*
- (23) E. Eisenstein, *Grub Street Abroad : Aspects of the French Cosmopolitan Press from the Age of Louis XIV to the French Revolution*, 1992.
- (24) Cf., *Ibid.*, p.1.

- (25) Cf., *Ibid.*, p.16.
- (26) G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.84.
- (27) *Ibid.*, p.85.
- (28) この価格の額については、研究者によって少し異なる。最も古いE・アタンの研究によれば、ダヴィッドはオランダで約二四リーヴル程度で売られていたものを、四〇エキュ（一二〇リーヴル）すなわち五倍の価格にてフランスで販売した。ゆえに九六リーヴルの利益を得た。L・トレナールの研究もこれに従っている。本稿では、最も新しいG・フェイエルの評価額に従っている。Cf., E. Hatin, <Les Gazettes>, p.45; L. Trénard, *op. cit.*, p.285; G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.84.
- (29) この中では、『ブリュッセル・ガゼット』が年三三リーヴル四ソルの購売料であり、他の三紙は八四リーヴル四ソルであったが、いずれも『ガゼット』よりはるかに高い。
- (30) R. Moulinas, *L'Imprimerie, la Librairie et la Presse à Avignon au XVIIIe siècle*, 1974, pp.289-293., pp. 312-325.; G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.86.
- (31) アヴィニオンは一七六八年にガリカニズムをめぐる論争のなかでフランスに占領されて、出版物も規制を受けることになる。『クーリエ・ダヴィニオン』も一時出版地をモナコに移すことを余儀なくされる。しかし、一七七年のフランス軍の撤退後、再びアヴィニオンで発行された。Cf., J. Censer, *English Politics in the Courrier d'Avignon*, pp.170-203., J. Censer and J. Popkin, *Press and Politics in Pre-Revolutionary France*, 1987.
- (32) G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.88.
- (33) *Ibid.*, p.89.
- (34) ダヴィッド書店は、一七世紀後期の創業者ドウニ・ダヴィッド、息子のミシエル・ダヴィッド、その息子ミシエ

ル・エチエンヌと受け継がれてきた。エチエンヌは一七三〇年代から書店を経営してきた。*Ibid.*, p.83.

- (35) R. Moulinas, *op. cit.*, p.316.
- (36) G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.89f.
- (37) 拙稿『18世紀中期』七八―八〇頁。Cf., G. Feyel, *La Gazette au début de la guerre de Sept Ans : Son administration, sa diffusion*(1751-1758), *La diffusion et lecture des journaux de la langue française sous l'Ancien Régime*, 1988, pp.101-116. 以下『La Gazette』と略す。
- (38) G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.90.
- (39) B.N. fol. Lc2 2bis, *Mémoires*, p.6, <Lettre de M. Jannel à M. de Meslé>, du 22 juillet 1757, cité par, *Ibid.*, p.91. 当時の郵便制度については次の研究を参照した。G. Laumon, *Histoire des Postes en Lorraine*, 1989, pp. 100-127.
- (40) G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.91, Cf., L. Trénard, *op. cit.*, pp.162-165; *Malesherbes Mémoires sur la librairie : Mémoires sur la liberté de la presse*, 1994.
- (41) Malesherbes, *Mémoires sur la gazette d'Hollande*, p.323; H. Duranton, *op. cit.*
- (42) *Ibid.*, p.324.
- (43) *Ibid.*, p.325f.
- (44) G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.92.
- (45) E. Hatin, <Les Gazettes>, p.47f.; G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.92. ヘルムズールについて註文の文献を参照した。R. Butler, *Choiseul*, vol.1, 1980.
- (46) パリソーについては以下の文献を参照した。C. Palissot de Montenoy, *Oeuvre complètes*, 3vols, 1809, réprint,

1971.; G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.92.

(47) *Ibid.*; L. Trénard, *op. cit.*, p.286.

(48) *Ibid.* p.93.

(49) *Ibid.*

(50) J. Censer, *op. cit.*, p.9.

(51) G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.93.

(52) 一七六一年の『ガゼット』改革については、近年F・ヴェイユの研究論文が書かれている。当時の証言や、ヴェイユ自身が発見した史料に基づき、改革の失敗を主張している。本節は、このヴェイユの考え方を支持しつつ、先行のリー・トネルの分析との接合を試みたものである。F. Weil, *Un épisode de la <guerre> entre la Gazette de France et les gazettes hollandaises : l'échec du projet de transformation de France en 1762.*, H. Duranton, *op. cit.*, pp.99-105.

(53) L. Trénard, *op. cit.*, p.189.

(54) AD Haute-Saône C214, cité par F. Weil, *op. cit.*, p.99.

(55) *Ibid.*, p.101.; L. Trénard, *op. cit.*, p.190.

(56) L. Trénard, *op. cit.*, p.190.

(57) *Ibid.*, p.191.; F. Weil, *op. cit.*, p.102.

(58) E. Hatin, *Histoire politique et littéraire de la presse en France*, tome I, 1869, p.151. 以後 <Histoire politique> と略す。

(59) L. Trénard, *op. cit.*, p.192. 大活字版 gros caractères も存続し、これは年24リーヴルであった。G. Feyel,

〈Gazette〉, p.492., J. Sgard, *Dictionnaires des Journaux*, 2vols, 1991.

- (60) L. Trénard, *op. cit.*, p.192. トレンはメソンの後継者である。
- (61) G. Feyel, 〈La Gazette〉, pp.114-116.
- (62) 西暦一七六二年一月二〇日にプラスラン公となる。
- (63) F. Weil, *op. cit.*, p.102.
- (64) *Ibid.*, p.103.
- (65) *Ibid.*
- (66) Trénard, *op. cit.*, p.193.; E. Hatin, 〈Histoire politique〉, p.151.
- (67) Trénard, *op. cit.*, p.193.
- (68) *Ibid.*; E. Hatin, 〈Histoire politique〉, p.152f.
- (69) J. Sgard, *Dictionnaire des Journalistes(1600-1789)*, 1976, pp.12-14. 以後〈Journalistes〉と略す。; *id.*, 〈Journaux〉, p.731f.
- (70) J. Sgard, 〈Journalistes〉, pp.344-347. アルノーやシュアールが編集長に選ばれる折には、保護者であるテッセ夫人、グラモン公妃(シヨフズールの妹)、ボーヴェ公妃などの後援があったと言われる。Cf., R. Darnton, *The Literary Underground of the Old Regime*, 1982, 『革命前夜の地下出版』、関根素子・二宮宏之訳、岩波書店、一九九四年、四一九頁。
- (71) L. Trénard, *op. cit.*, p.193. この手当の額は、R・ランディによると二五〇〇リーヴルであり、一七六二年八月以降、彼らは請負人になったとする。R. Landy, 〈Suard〉, J. Sgard, 〈Journalistes〉, p.345.
- (72) L. Trénard, *op. cit.*, p.194. 一七六九年一月の証言でもある。Cf., E. Hatin, 〈Histoire politique〉, p.79f.

- (73) F. Weil, *op. cit.*, p.103.
- (74) *Ibid.*, p.104.
- (75) R. Landy, <Gazette littéraire de l'Europe>, J. Sgard, <Journaux>, p.573. シュアールとアルノーは、一方で『外事新聞』続編として一七六四年から『ガゼット・リテレール』を創刊した。競合関係を危惧した『ジュルナル・デ・サヴァン』誌がシヨワズールに働きかけたため、この問題は顧問会議にかけられた。このような抵抗もあってこの新聞は六六年に中止されている。
- (76) F. Weil, *op. cit.*, p.104f.
- (77) *Ibid.*, p.100.
- (78) *Ibid.*, p.101.
- (79) L. Trénard, *op. cit.*, p.195. 第一表参照。モープーの改革については、以下のものを参照。木崎喜代治、「18世紀におけるパルルマンと王権(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)」、「『経済論叢』、一三四―五・六、一三五―五・六、一三六―二、一三八―五年。
- (80) *Ibid.*, p.196.
- (81) *Ibid.*, p.197. の頃(一七七一年)モープー攻撃のため『ガゼット補遺』Supplément a la Gazette なる新しい雑誌が出され、物議をかもした。
- (82) 隔週刊の政治誌(七二―八四ページ刷り)で、フランスでは一四―一八リーヴルの購読料であった。
- (83) L. Trénard, *op. cit.*, p.197. なおこのブレについてはG・フェイエルなどは挙げていない。
- (84) G. Feyel, <Les Gazettes étrangères>, p.94.
- (85) *Ibid.*, p.81. 一七六三年十一月に郵送税の改革があり、郵便料は送付時に徴収され、距離にかかわらず一律となっ

て、軽減された。この郵便の改革が、購読料金の一般的な低下をひき起こす。

- (86) *Ibid.*, p.94.
- (87) *Ibid.*, p.95.
- (88) *Ibid.*, p.96.
- (89) *Ibid.*, p.97.
- (90) ヴェルジェンヌについては以下の文献を参照した。J. Labourdette, *Vergennes : Ministre principal de Louis XVI*, 1990.
- (91) 第一表参照。
- (92) Cf. J. Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, 1962, 『公共性の構造転換』、細谷・山田訳、未来社、一九七三年。M. Baker, *Inventing the French Revolution*, 1990.
- (93) J. Popkin, *Press and Politics in Pre-Revolutionary France*, 1987.; *id.*, *News and Politics in the Age of Revolution*, 1989.
- (94) 拙稿、「C・ーJ・パンクックとフランス革命前夜の新聞・雑誌」、『金沢大学文学部論集 史学科編』、第十三・十四号、一九九四年。
- (95) J. Popkin, *The Prerevolutionary Origins of Political Journalism*, p.205., K. Baker(ed), *The Political Culture of the Old Regime*, vol.1, 1987.